

国 地 契 第 4 6 号
平成17年8月29日

各地方整備局総務部長あて
国土地理院総務部長あて
国土技術政策総合研究所総務部長あて

国土交通省大臣官房地方課長

不落随契の原則廃止等その厳正化について

標記に関し、再度の入札をしても落札者がないときに行うことができる予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）第99条の2の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）については、既に、その本来の趣旨に立ち返り、入札参加者の適正な見積もりを強く促すとともに、入札の競争性の一層の向上を図ることにより、不落随契が競争入札によることが無理な場合の真にやむを得ない措置となるよう的確に対応しているところである。

今般、平成17年7月29日付けで「入札談合の再発防止対策について」が取りまとめられ、平成17年8月12付けで事務次官から各地方整備局長あて通知されたところであるが、同対策において、不落随契の原則廃止等その厳正化が盛り込まれたところであることから、その趣旨を踏まえ、不落随契の原則廃止等その厳正化に引き続き取り組まれない。